

## 福岡市待機児童支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市待機児童支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 補助金は、保育の必要性があり、認可保育施設等の利用を希望しながら利用できず、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して、認可外保育施設利用料の一部について補助を行い、経済的負担を軽減することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 保育を必要とする小学校就学前の者で、福岡市に居住し、福岡市において、住民基本台帳に記録されているもの。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第2項に規定する保護者で、福岡市に居住し、福岡市において、住民基本台帳に記録されているもの。
- (3) 認可保育施設等 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項第1項に規定する特定地域型保育事業所。
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち、同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。)
- (5) 認可外保育施設利用料 認可外保育施設と保護者との利用契約で決められた月額利用料。ただし、時間外利用料金、食事・おやつ代、教材費、冷暖房費、布団消毒代、おむつ代、送迎費用など保育において提供される便宜に要する費用及び保護者会費、寄附金など保育の提供に直接必要でない費用は除く。
- (6) 企業主導型保育事業 認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「企業主導型保育事業等の実施について」(平成29年4月27日付府子本第370号・雇児発0427第2号)別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」(以下、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」という。)[第3]に基づき行う保育事業をいう。
- (7) 地域枠 企業主導型保育事業費補助金実施要綱「第3 2. (1) ①イ」に規定された利用定員の区分をいう。
- (8) 企業主導型保育施設 企業主導型保育事業を実施する施設をいう。
- (9) 待機児童 「保育所等利用待機児童数調査について」(平成28年4月26日付雇児発第0426第3号)に定義する保育所等利用待機児童をいう。ただし、企業主導型保育施設の地域枠を利用する児童を含む。

(補助の対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、待機児童のうち、認可外保育施設を利用する児童の保護者及び夜間利用保護者（就業形態により夜間に及ぶ就業のため、認可保育施設等の開所時間（延長保育及び夜間保育を含む。）や地理的条件に合わず、やむを得ず認可外保育施設を利用する児童の保護者をいう。以下同じ。）であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 月60時間以上の利用見込みで認可外保育施設と契約していること。

(2) 認可外保育施設利用料の支払が確認できること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象から除くものとする。

(1) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童の保護者。

(2) 児童が福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例（平成17年福岡市条例第105号）に定める第3子優遇事業の対象の保護者。

(3) 福岡市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年福岡市規則第142号）別表第3に定める満3歳未満保育認定子ども利用者負担額表により算定した階層がAからB又はD5からD11までとなる児童の保護者の世帯に属する者。

(4) 補助金の交付を受けようとする年度において、認可保育施設等の利用が決定したが、利用を辞退した児童の保護者。ただし、市長がやむを得ない事情により利用を辞退したと認める場合は、この限りでない。

(補助金受給資格の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「認定申請者」という。）は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）及び認可外保育施設利用状況証明書（様式第1号の2）を市長に提出し、受給資格及び対象となる児童（以下「交付対象児童」という。）について市長の認定を受けなければならない。ただし、夜間利用保護者の認定申請については別途定める。

2 認定申請者は、前項の規定による申請を行った後、次条第1項に規定する認定が行われる前に、申請を取り下げるとき又は申請内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

3 寡婦（夫）控除のみなし適用を受けようとする者は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定申請にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用申請書（様式第1号の3）を、申請理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金受給資格の認定)

第6条 市長は、前条第1項の認定申請があったときは、認定申請書及び関係書類により、第4条に規定する補助金交付の対象者の要件（以下「交付要件」という。）を満たすかについて審査し、認定を行う場合は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定通知書（様式第2号）（以下「認定通知書」という。）により、その結果を認定申請者に通知する。

- 2 市長は、認可保育施設等への利用申込みのため、認定申請者が市に提出している書類又は各区福祉事務所から提出された書類に基づき調査を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、認定を行わない場合は、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格認定却下通知書（様式第3号）により認定申請者に通知する。

#### （認定期間）

第7条 認定が効力を有する期間（以下「認定期間」という。）の始期は、認定の申請をした日の属する月とする。ただし、新たに交付要件を満たしてから30日以内に市が認定申請書を受理したときは、交付要件を満たした日が属する月からとする。

- 2 認定期間の終期は、認定期間の始期が属する年度の3月とする。ただし、認定期間中に交付要件を満たさなくなった場合は、交付要件を満たさなくなった日の属する月とする。この場合において、交付要件を満たさなくなった日が月の初日の場合は、当該月の前月までとする。

#### （補助金の額）

第8条 補助金の月額は、交付対象児童ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超えない場合 認可外保育施設利用料
- (2) 認可外保育施設利用料が別表1に定める額を超える場合 別表1に定める額

- 2 市長は、第6条第1項の認定を受けた保護者（以下「受給認定保護者」という。）について、9月に階層の算定にかかる市町村民税の課税年度が変更されることに伴い、認定期間中に階層を変更する場合、福岡市待機児童支援事業補助金受給資格変更申請書（様式第2号の2）により、その内容を受給認定保護者に通知する。

#### （補助金の交付申請）

第9条 受給認定保護者が補助金の交付を受けようとするときは、福岡市待機児童支援事業補助金交付申請書（様式第4号）（以下「交付申請書」という。）及び認可外保育施設の利用にかかる支払額証明書（様式第5号）又は認可外保育施設利用料の領収証を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める補助金の交付申請は、別表2で定める補助金支給対象期間の末日（以下「交付申請期限」という。）までに行わなければならない。ただし、交付申請期限までに交付申請を行うことができない特段の事情があると市長が認めるときは、交付申請期限を経過した場合においても、交付申請を行うことができるものとする。

#### （補助金の交付決定）

第10条 市長は、補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、福岡市待機児童支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により受給認定保護者に通知する。

- 2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、福岡市待機児童支援事業補助金交付却下通知書（様式第7号）により受給認定保護者に通知する。

(調査等)

第 11 条 市長は、第 6 条第 1 項に規定する補助金受給資格の認定及び前条第 1 項に規定する補助金の交付決定を行うに当たって、認定申請者及び受給認定保護者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 市長は、認可外保育施設の利用状況及び認可外保育施設利用料の支払に関することを、児童が利用する認可外保育施設に確認することができる。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、補助金交付決定後、口座振替の方法により補助金を交付する。

ただし、口座振替の方法によることができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、現金払いにより交付することができる。

(補助金の交付時期)

第 13 条 補助金の交付対象期間及び交付期月は、別表 2 のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、当該交付期月に交付できなかった補助金を、それ以降の交付期月でない月に交付することができる。

(届出の義務)

第 14 条 受給認定保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条に定める認定申請を再度行い、補助金受給資格の認定を受けなければならない。

- (1) 利用する認可外保育施設を変更したとき
- (2) 認可外保育施設の利用に係る契約内容を変更したとき
- (3) 交付対象児童の保護者が受給認定保護者ではない者になったとき

2 受給認定保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、待機児童支援事業補助金住所・氏名・金融機関等変更届（様式第 8 号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 受給認定保護者又は交付対象児童の氏名又は住所に変更があったとき
- (2) 補助金の振込先の金融機関等に変更があったとき

3 受給認定保護者は、交付要件を満たさなくなった場合は、待機児童支援事業補助金交付要件消滅届（様式第 9 号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、待機児童支援事業補助金交付要件消滅届の提出があったとき又は受給認定保護者が交付要件を満たさなくなったと認めるときは、受給資格の認定を取り消すことができる。

5 前項の規定により認定の取消しを行った場合、市長は待機児童支援事業補助金認定取消通知書（様式第 10 号）により交付要件を満たさなくなった者に通知を行う。

(交付決定の取消し)

第 15 条 受給認定保護者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったとき。

(2) 受給認定保護者の認定が取り消されたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前から補助金の交付要件を具備している者が施行日から120日以内に受給資格の認定申請をした場合は、その者に係る受給資格の認定については、第5条第2項の規定にかかわらず、この要綱の適用日以降で交付要件を具備するに至った日の属する月から行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。  
なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

交付対象児童の属する世帯の階層区分		補助金額（月額）
階層	区 分（税 額）	
A	生活保護等	対象外
B	A階層を除き、前年度分の市町村民税（9月以降は当該年度分の市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	
C1	市町村民税非課税世帯	20,000 円
C2	市町村民税のうち所得割非課税世帯（均等割のみの課税世帯）	
D1	市町村民税のうち所得割が48,600円未満	17,000 円
D2	〃 48,600円～61,000円未満	14,000 円
D3	〃 61,000円～73,000円未満	11,000 円
D4	〃 73,000円～85,000円未満	8,000 円
D5	〃 85,000円～97,000円未満	5,000 円
D6	〃 97,000円～126,000円未満	対象外
D7	〃 126,000円～149,000円未満	
D8	〃 149,000円～169,000円未満	
D9	〃 169,000円～255,000円未満	
D10	〃 255,000円～301,000円未満	
D11	〃 301,000円～397,000円未満	
	〃 397,000円以上	

## 備考

- 1 C1～D11階層における「所得割」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額
- 2 所得割を算定する場合には、認定申請者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割を算定するものとする。
- 3 所得割を算定する場合には、認定申請者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた

場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（その者が同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 314 条の 2 第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 B 階層における「市町村民税非課税世帯」とは、認定申請者が市町村民税を課されない者（福岡市子ども・子育て支援法施行細則第 18 条の規定により当該市町村民税を免除された者並びに地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。

5 C1 階層における「所得割非課税世帯」とは、認定申請者が所得割を課されない者（福岡市子ども・子育て支援法施行細則第 18 条の規定により当該所得割を免除された者並びに地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚



姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていないもの」と読み替えた場合に同法附則第3条の3第4項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である世帯をいう。

- 6 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある交付対象児童に係る補助金額は、満3歳未満児の欄により認定する。

別表2

補助金交付対象期間	補助金交付期月
4月～7月	9月
8月～11月	1月
12月～3月	5月